

審 査 基 準

平成21年3月10日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第16条第1項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：5日
申 請 先：警察本部運転免許課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：